

長崎県立大学客員教授等選考規程

〔平成20年4月1日〕
規程第13号

改正 平成27年3月3日規程第41号

改正 令和4年12月7日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、長崎県立大学（以下「本学」という。）における教育及び学術研究の進展を図るため、他の教育研究機関等に所属する者（外国人を含む。）が、本学において本学教員と一定期間、専門的かつ高度な教育又は共同研究を行う場合の客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 客員教授等の称号は、本学に常時勤務する教員以外の者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して付与することができる。

- (1) 学部に所属する場合においては、長崎県公立大学法人教員選考及び昇任に関する規程（平成17年規程第43号）第3条及び第4条に定める教授又は准教授の資格と同等以上の資格を有する者で、本学において、引き続き3月以上、教育、研究に従事するもの
- (2) 研究科に所属する場合においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に定める教員の資格を有する者で、本学において、引き続き3月以上、教育及び研究に従事するもの
- (3) 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有し、本学の教育研究の向上に資すると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が特に必要と認める者

(選考等)

第3条 客員教授等の選考に当たっては、選考を必要とする学部又は専攻の長が、学長に推薦するものとする。

- 2 学部長又は専攻長は、前項の推薦に当たっては、受入担当教員を定めるものとする。
- 3 学長は、第1項の推薦があったとき又は前条第4号に該当する者があったときは、教育研究評議会の意見を聴いて、客員教授等の選考を行う。

一部改正 [平成27年規程第41号、令和4年規程第20号]

(処遇)

第4条 客員教授等に対しては、必要に応じ、本学の諸施設の利用に関する便宜の供与を行うことができる。

(称号の付与)

第5条 客員教授等の称号の付与は、辞令書（別記様式）を交付して行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第41号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月7日規程第20号）

この規程は、令和4年12月7日から施行する。

別記様式（第5条関係）

辞令書

第 号

氏 名

生年月日

長崎県立大学客員教授（客員准教授）の称号を付与する。

ただし、期間は、 年 月 日までとする。

年 月 日

長崎県立大学長

印